

信託法案に対する修正案要綱

一 信託事務の処理の第三者への委託をすることができる場合の限定

受託者が信託事務の処理を第三者に委託することができる場合を、次のとおり限定すること。

1 信託行為に信託事務の処理を第三者に委託する旨等の定めがある場合においては、当該委託が受益者の利益を害することが明らかであるときを除くものとする。 (第二十八条第一号関係)

2 信託行為に信託事務の処理の第三者への委託に関する定めがない場合においては、信託事務の処理を第三者に委託することが信託の目的に照らしてやむを得ない事由があると認められるときとすること。

(第二十八条第二号関係)

3 信託行為に信託事務の処理を第三者に委託してはならない旨の定めがある場合においては、信託事務の処理を第三者に委託することにつき信託の目的に照らしてやむを得ない事由があると認められ、かつ、当該委託について受益者の承認を得たときとすること。 (第二十八条第三号関係)

二 受託者の注意義務の厳格化

受託者の注意義務について、信託行為に別段の定めがあるときはその定めるところによる注意をもって

信託事務を処理するものとする旨の規定を削除すること。（第二十九条第二項関係）

三 利益相反行為の制限の厳格化等

1 信託行為に利益相反行為をすることを許容する旨の定めがあるときは、当該行為が受益者の利益を害することが明らかであるときを除き、受託者は、当該行為をすることができるものとする。 （第三十一条第二項第一号及び第三十二条第二項第一号関係）

2 受託者が利益相反行為について重要な事実を開示して受益者の承認を得たときは、受託者は、当該行為をすることができるものとする旨の規定を削除するものとする。 （第三十一条第二項第二号及び第三十二条第二項第二号関係）

3 利益相反行為に係る受託者の通知義務について、信託行為に別段の定めがあるときはその定めるところによるものとする旨の規定を削除すること。 （第三十一条第三項及び第三十二条第三項関係）

四 信託事務の処理の委託における受託者の義務に係る規定が適用されない場合の限定

信託事務の処理の委託における第三者の選任及び監督に関する受託者の義務に係る規定が適用されない場合を、信託行為において受託者が受益者の指名に従い信託事務の処理を第三者に委託する旨の定めがあ

る場合において、受託者が信託事務の処理を当該定めに従い指名された第三者に委託したときに限るものとすること。（第三十五条第三項関係）

五 信託財産からの費用等の償還等の方法の厳格化等

1 受託者が受益者に対し費用の前払を受ける額等を通知する義務について、信託行為に別段の定めがあるときはその定めるところによる旨の規定を削除すること。（第四十八条第二項関係）

2 受託者が信託財産から費用等の償還等を受けることができる場合において、信託財産に属する財産を処分するには、受益者の同意を得なければならないものとするとともに、信託行為に別段の定めがあるときはその定めるところによるものとする旨の規定を削除すること。（第四十九条第二項関係）

3 受託者が信託財産から費用等の償還等を受けることができる場合において、一定の事由に該当するときは、信託財産に属する財産で金銭以外のものを固有財産に帰属させることができるものとする旨の規定を削除すること。（第四十九条第三項関係）

六 受託者の辞任及び解任

1 受託者の辞任について、信託行為に別段の定めがあるときはその定めるところによるものとする旨の

規定を削除すること。（第五十七条第一項関係）

2 受託者の解任について、信託行為に別段の定めがあるときはその定めるところによるものとする旨の規定を削除すること。（第五十八条第三項関係）

七 前受託者の通知義務の厳格化

一定の事由により受託者の任務が終了した場合に、前受託者が受益者に対しその旨を通知する義務について、信託行為に別段の定めがあるときはその定めるところによるものとする旨の規定を削除すること。

（第五十九条第一項関係）

八 自己信託に関する経過措置

自己信託に係る規定は、当分の間、適用しないものとする。（附則第二項関係）

九 受益者の定めのない信託に関する経過措置等

1 受益者の定めのない信託（学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とするものを除く。）の規定は、別に法律で定める日までの間、適用しないものとする。（附則第三項関係）

2 1の別に法律で定める日については、受益者の定めのない信託のうち学術、技芸、慈善、祭祀、宗教

その他公益を目的とする信託に係る見直しの状況を踏まえて検討するものとし、その結果に基づいて定めるものとする。こと。（附則第四項関係）

3 受益者の定めのない信託の規定については、2の見直しの状況を勘案して検討が加えられ、必要があるものと認められるときは、1の別に法律で定める日までに所要の措置が講ぜられるものとする。こと。（附則第五項関係）

十 その他

その他所要の規定を整備するものとする。こと。